

## 「安房地域水道事業の統合・広域化に関する基本協定」を締結しました

令和7年3月21日「安房地域水道事業統合・広域化基本計画」について合意に達し「安房地域水道事業の統合・広域化に関する基本協定」を取り交わしました。

### 基本協定の主な内容

- 統合後の水道事業を安房郡市広域市町村圏事務組合が経営する。
- 統合の時期は令和8年4月1日とする。
- 水道料金は、統合から5年後に統一することを目標とする。



安房地域水道事業の統合・広域化に関する基本協定書

館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下「各市町」という。）並びに三芳水道企業団（以下「各市町等」という。）は、「安房地域水道事業統合・広域化基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき安房地域の水道事業を統合するにあたり関係する基本的事項について次のとおり協定を締結する。

（統合の方法）

第1条 安房地域の水道事業を事業統合し、統合後の水道事業は、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「安房広域」という。）が経営する。

2 前項の事業統合に伴い、鴨川市水道事業、南房総市水道事業、鋸南町水道事業及び三芳水道企業団水道事業は水道法に基づく事業認可を廃止するとともに、三芳水道企業団は解散する。

（統合の時期）

第2条 統合の時期は、令和8年4月1日とする。

（事務所等）

第3条 統合時点での事務所は、館山市北条1145-1に置く。

2 前項の事務所のほかに、サービス拠点を各市町に設け、水道使用者の利便性向上に努めるものとする。

（職員）

第4条 統合後の職員は、統合時点では各市町等から身分移行した職員又は各市町からの派遣職員をもってあてる。

（経理）

第5条 統合後の経理は、全体で行う。ただし、水道料金統一までの間は、料金体系ごとにセグメント管理を行うものとする。

（水道料金等）

第6条 水道料金は、統合から5年後に統一することを目標とする。

2 水道料金以外の加入金、手数料等の額は、統合時に統一する。

（経費の負担）

第7条 各市町が一般会計から繰出しを行っている経費については、それぞれの負担の趣旨等を尊重して、統合後も継続して負担する。

（資産等の引継ぎ）

第8条 統合時において、各市町等が所有し事業の用に供している資産等は、安房広域がすべて引き継ぐことを基本とする。

2 統合時において、事業の用に供していない資産等（以下、「未利用資産」という。）は引き継ぐ対象とはせず、未利用資産を所管することとなる各市町において整理処分することを基本とする。

ただし、統合までに整理処分が困難である未利用資産については、安房広域が管理を引き継ぐものとし、統合後に撤去等する時は、統合前に当該未利用資産を所管していない市町の負担にならないよう、個別に負担方法について協議する。

（その他）

第9条 各市町は、本協定のほか、統合に係るこれまでの協議の結果を踏まえるものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、各市町及び安房広域が協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として本書6通を作成し、関係団体の長が記名押印の上、各1通を保有し、安房広域で1通を保有する。

令和7年3月21日

館山市  
館山市長

森 正



鴨川市  
鴨川市長

佐々木 久之



南房総市  
南房総市長

石井 裕



鋸南町  
鋸南町長

白石 治和



三芳水道企業団  
企業長

森 正

